



和歌山市公報

令和4年（2022年）3月15日
第1723号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
13	和歌山市児童館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（子育て支援課）	1

【告示】

87	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	2
88	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	2
89	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	2
90	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	3
91	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	3
92	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	3
93	都市再生特別措置法の規定による都市再生推進法人の指定・・・・・・・・・・（都市再生課）	4

【公告】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	5
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・（地籍調査課）	5
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・（地籍調査課）	5

【教育委員会規則】

6	和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則・・・・（教育政策課）	6
7	和歌山市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（教育政策課）	6
8	和歌山市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（教育政策課）	8

【農業委員会公告】

○	農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）	8
---	--	---

【規則】

和歌山市児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第13号

和歌山市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市児童館条例施行規則（平成21年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1月」を「3月」に改め、「の前日」を削る。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月15日掲示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 00049	株式会社春風会	春風会 和歌山市和歌浦東4丁目3番51号	居宅介護支援	令和4年2 月28日
30701 03852	有限会社花組	「花組」ケアプランセンター 和歌山市広瀬通丁3丁目13-2 コ スモ広瀬503号・505号	居宅介護支援	令和4年2 月28日
30701 07408	有限会社ポラリス	訪問介護カノーブス 和歌山市鳴神348-12	訪問介護	令和4年2 月28日

（令和4年3月15日掲示済）

和歌山市告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30714 01230	ウォーターワンデイサービス株式会社 福岡県福岡市城南区田島5丁目21-8 船木拓志 神奈川県横浜市中区山手町84-3 コル ティール山手町F503	一織庵デイサービス 海南 和歌山県海南市日方 1512-3	地域密着 型通所介 護	令和4 年2月 15日

（令和4年3月15日掲示済）

和歌山市告示第89号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 06574	医療法人真正会	デイサービスりゅうじん 和歌山市北中島1丁目2-4	短時間型通所サービス	令和4年2月 28日

(令和4年3月15日揭示済)

和歌山市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01563	和歌山中央医療生活協同組合 和歌山市有本143-1 山本純嗣 和歌山市松島15番地の23	生協中之島複合型サービス 和歌山市中之島880-2	看護小規模多機能型居宅介護	令和4年3月1日

(令和4年3月15日揭示済)

和歌山市告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30A01 00117	エキプロ株式会社	しえきデイサービス 和歌山市湊紺屋町1-8	短時間型通所サービス	令和4年3月1日

(令和4年3月15日揭示済)

和歌山市告示第92号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
302 012 338 0	とりた ん園部	和歌山市 園部16 72-4 3	共同生活援助	特定なし	合同会 社とり たん	大阪府阪南 市桃の木台 3丁目2番 地の62	令和4 年3月 1日	令和1 0年2 月29 日
301 012 377 0	ヘルパ ーステ ーション じぞ う	和歌山市 南出島7 4-7 プチハ9 9 A1 02	同行援護	特定なし	株式会 社LI TA	兵庫県西宮 市久保町1 2番30号	令和4 年3月 1日	令和1 0年2 月29 日

302 012 339 8	ミント キャン ディ	和歌山市 内原96 3-9	共同生活援 助	身体障害者（肢 体不自由、内部 障害）、知的障 害者、精神障害 者、難病等対象 者	株式会 社エニ シタス	和歌山市本 脇365番 地	令和4 年3月 1日	令和1 0年2 月29 日
301 012 383 8	ミント キャン ディ	和歌山市 内原96 3-9	短期入所	身体障害者（肢 体不自由、内部 障害）、知的障 害者、精神障害 者、難病等対象 者	株式会 社エニ シタス	和歌山市本 脇365番 地	令和4 年3月 1日	令和1 0年2 月29 日
301 012 161 8	ワーク ステー ジ	和歌山市 南材木丁 3丁目1 3番地	就労定着支 援	身体障害者（肢 体不自由、内部 障害）、知的障 害者、精神障害 者	特定非 営利活 動法人 障がい 者の自 立を目 指す会	和歌山市南 材木丁3丁 目13番地	令和4 年3月 1日	令和1 0年2 月29 日
301 012 381 2	わくわ くMO THE Rデイ ホーム 北島	和歌山市 北島46 8-8	生活介護、 自立訓練（ 機能訓練）、 自立訓練（ 生活訓練）	特定なし	有限会 社MO THE R	和歌山市北 島468- 8	令和4 年3月 1日	令和1 0年2 月29 日
302 012 340 6	和歌の 手	和歌山市 和歌浦東 3丁目4 番45号	共同生活援 助	特定なし	一般社 団法人 和歌山 県聴覚 障害者 協会	和歌山市手 平2-1- 2 和歌山 ビッグ愛内 （6階）	令和4 年3月 1日	令和1 0年2 月29 日

(令和4年3月15日揭示済)

和歌山市告示第93号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項の規定により都市再生推進法人の指定をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 法人の名称
一般財団法人和歌山まちづくり財団
- 2 法人の住所
和歌山市匠町33番地
- 3 法人の事務所の所在地
和歌山市匠町33番地

(令和4年3月15日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年3月14日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市弘西字綿瀬749番、750番1、里道、水路	和歌山市小雑賀3丁目2番1号 有限会社永和住建 代表取締役 永田常治

(令和4年3月14日揭示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市西浜字中川向ノ坪1419番6
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

(令和4年3月15日揭示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市西浜字中川向ノ坪1301番1
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

(令和4年3月15日揭示済)

【 教育委員会規則 】

和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月14日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第6号

和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和27年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を、「和歌山市教育委員会」の次に「（以下「教育委員会」という。）」を加える。

第2条中「和歌山市教育委員会は、」を「教育委員会は、法第25条第2項各号及び」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号から第10号までを削り、同条第11号中「学校」を「教育委員会の所管に属する学校」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第12号及び第13号を削り、第14号を第5号とし、第15号から第18号までを9号ずつ繰り上げ、第19号を削る。

第4条中「教育長は、」の次に「法第25条第2項各号及び」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月14日揭示済)

和歌山市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月14日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第7号

和歌山市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会会議傍聴人規則（平成12年教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「会議傍聴申請書」を「和歌山市教育委員会傍聴申請書」に、「される時刻の前30分までに提出し」を「30分前までに教育長に提出し、その許可を受け」に、同条第2項中「規定により会議傍聴申請書を提出した者に対し、傍聴することを許可する」を「許可をする」に、「当該者」を「同項の規定による申請をした者」に改める。

第5条第4号中「その他議事」を「議事」に改める。

第7条第2項中「等」を「その他音声等を発する機器」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

和歌山市教育委員会傍聴申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市教育委員会教育長

住 所

氏 名

電 話

私は、本日開催の教育委員会を傍聴したいので申請いたします。

備考

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月14日揭示済)

和歌山市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月14日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第8号

和歌山市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市民図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月14日揭示済)

【 農 業 委 員 会 公 告 】

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績
(令和4年3月11日揭示済)